

平成19年9月13日（木）

**日程第23 議案第1号 平成19年度橋本市
一般会計補正予算（第2号）に
ついて**

○議長（中上良隆君）日程第23 議案第1号
平成19年度橋本市一般会計補正予算（第2号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。補正予算説明書の平成19年度一
般会計補正予算（第2号）の12ページをお開
きください。

まず、2款総務費、12ページから15ページ
まで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次
に、3款民生費、4款衛生費、14ページから
21ページまで質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）3款民生費の1項社会
福祉費の中で、これ通所サービス利用促進事
業扶助費で補正が上がっているんですけども、
これは国の制度改正によるものということ
なんですが、一方で、多分今指定管理でち
ょうど公募されていると思うんですけども、
これによる指定管理に出すことによる財政的
なコスト削減というのはどれぐらいを見込ま
れているんでしょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）通所サービ
ス利用促進事業費につきましては、今般の制
度改正の激変緩和措置の一環として、日中活
動サービス事業所、旧体系の通所施設なん
ですけども、これにおける送迎サービスに要
する費用を助成しているものでございます。

それと、指定管理というよりも、障害者自

立支援法に伴う認定事業所でそれぞれの事
業をやっていただいておりますので。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、第
6款農林水産費、7款商工費、20ページから
25ページまで質疑ありませんか。

16番 中谷君。

○16番（中谷 晋君）24ページの7款1項3
目観光費について、ちょっとお尋ねします。

所信表明で、市長が本件については泉水の
くみ上げ装置の云々というふうにおっしゃっ
ていましたが、それはそれで了解するところ
であります。

ただし、本目について、長期的なビジョン
を展開しておく必要があるという認識で、ち
よっと一点だけ聞いておきたいと思います。

というのは、この間の一般質問の中でもあ
りましたが、市長答弁でやどりの観光資源を
生かしていくのに、どういう集客を図ってい
くべきであるかという中で、アクセス道路の
整備が絶対避けて通れないということで、河
南農道を起点に現在九度山町で改修済みの二
種道路を使ってアカデ橋へ一時的に連絡して
対応するという。それはそれで良といた
しますけれども、私が思うのは、それはあく
までも一時であって、長期的に一つビジョン
を計画立てておいてほしいというのは、紀伊
丹生川ダムの際に地方整備局の前にかかっ
てある立派な橋を起点として、やどりのほう
へ道路を抜く構想があったと思うんです。そ
れを放棄するんじゃないに復元する意味で、
清水の河南農道のある一定の地点から371の
バイパスとしてトンネル構想等を含めたもの
で長期計画を立てて動いていくべきであると

いうふうには認識しておりますので、それ、やるかやらんかだけ、ちょっとだけ。予算書とはちょっとかけ離れますけれども、泉水の対応として5,800万円何がしかの金がかかっておりますので、ちょっとお聞かせいただいたらありがたいと思います。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）中谷晋議員の質問でございますが、本当に本市の将来ビジョンという中にありまして、非常に大事なことが、必要なことがたくさんございます。その一つとして、平成7年でございましたか、私、県会へ行かせていただいたときに、既に紀伊丹生川ダムの建設が、その構想が進んでございまして、したがって、橋本高野間の371号のバイパスというものの法線が、概略でありますけれども、きちっと出ておったのが確かであります。

しかし、ダムが中心になってこれが頓挫したということになっておるわけでございます。しかしながら、現在としては国道371号の橋本河内長野の間について、近々の課題でありますので、これを最重点施策として取り上げておるわけであります。

したがいまして、これのある程度めどが立った時点で、やはり本市としては今度371の、現在は境界は進めておるものの、新線のことについてはさらに検討した上で橋本高野山間を重点路線としながら取り組んでいくべきであろうということの考えを持ってございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）ページ数が25ページの今の15番、工事請負費の中で、温泉動力装置設置工事費が5,880万円ということで、今回補正が出ております。これの内容と、そしてこれが出てくるということは、ある程度掘削の

ほうもめどがついたと思います。その掘削のほうも出来高払いということで聞いております。今回は出ていませんけども、1,300mほった、それに関しての予算はまた出てくると思いますが、どれぐらい考えているのか、わかりましたらちょっとお願いできますか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）やどりの温泉の掘削でございますが、当初計画1,500mを予定をしてございました。掘削を進めてまいりますに、1,300m前に非常に固い岩盤に再度当たりました。それ以上ほり続けますと先が切れてしまうということになれば、せっかくほった穴が詰まってしまうというような問題もございますので、市長とも相談しまして、1,300mで今とめらせていただきまして、坑内の洗浄をさせていただいております。

業者の入札につきましては、成功報酬型ということになってございまして、温度は25℃以上、毎分40リットル以上というのが上限になっております。これで8,800万円ぐらいの入札高というふうには記憶してございます。

現在、中を洗浄いたしまして、どういった温度で地上に持ってこれるかということで、洗浄と揚湯の水圧等を調べてございます。間もなく最終的に地上での温度、あるいは成分が調査されることになりまして、市長も前に申しましたが、10月ぐらいかないということに考えています。

それに伴いまして、くみ上げるポンプを設置するというので、温泉動力装置の設置工事費を計上させていただいております。現在の湯の量、温度も含めまして、そのポンプの大きさ、ポンプの沈める位置も考えていきたいというふうには考えています。

○議長（中上良隆君）10番 平林君。

○10番（平林崇行君）そうしたら、動力装置なんで、もう一つお尋ねしたい中で、タンク

等は別にこれ含まれていないんですか。これもくみ上げたときに、当然洗浄だけでしたら要りませんけども、後々タンクを設置してためるといふ部分もあるんですけど、それはこの中には含まれているのか、ちょっと。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）事業費の中身につきましては、揚湯動力ポンプ設置2基、それから、湯をためておきますタンクの設置も含んでございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、8款土木費、9款消防費、24ページから27ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、次に、10款教育費、28ページから31ページまで質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）28ページ、10款教育費の教育総務費のところ、紀の国森づくり基金活用事業に要する経費、これ多分きのうでしょうか、知事の会見がありまして、48事業あるうちの一つは弾かれたけども、47認められた。このうちの一つに該当しているのでしょうか。

また、これ基金総額からまだ余裕があるというようなことで、今後の募集がされるということなんです、そういったことに関して市として今後どういう対応をとられようとしているのか、教えてください。

○議長（中上良隆君）教育次長。

○教育次長（岸田茂利君）議員ご質問の紀の国森づくり基金活用事業ですが、これは議員ご指摘のとおり県のメニューに入っております。私どももこれ県から委託事業として全額いただいております。

内容は聞かれていないんですけど、ちょっと説明させていただきますと、紀州材の間伐材を利用して、花を植えるプランターを入れる箱をつくっていこうという事業でございます。

今後の枠について云々というご指摘につきましては、今のところ、特に予定はしてございません。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ本当に1人500円取っておる税金なんで、どういうふうに使っていくかというのが本当に大事やと思うんです。

今回、木製プランターということで市長の説明にもありました。これはどなたが木製プランターというのを提案していったのか。そしてまた、公募みたいな形で教育委員会なりからして行って、この木製プランターというのが応募されたんでしょうか。

今後の対応はまだということなんです、広くこういうのに使えるのと違うか。事業化に近いということで1件はねられていますけれども、多くこれ市民の方々に広報をして募集して行ってはいかがかと思うんですけれども、ご見解、お聞かせください。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）農林経済部の農業振興課、林業振興係で本紀の国森づくり基金事業の窓口、あるいは啓発を行ってございます。何件か応募をするためのご相談をいただいておりますが、さらに市民に広めていくよう努力してまいりたいというふうに思います。

（「答弁もれ」と呼ぶ者あり）

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）提案はだれかというご質問でございましたが、これは市長が自ら提案されたものと、たしかそうだったと思います。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）私もこの点について、ちょっとお聞きしたかったんですけども、紀の国森づくり税を原資として積み立てた基金を活用してということで、今回89万円のプランターですけども、この活用に関しての制約というのか、和歌山県全体で橋本市はどれぐらい、要するに申請したらどんどん使われるのか。森というか、山を保全に対しての税金やというふうに聞いていますけども、いろいろと税の創設に関しては問題があるみたいに言っています。よその山をいじりにいくとかいうことで問題になるように思うんですけど、こういうふうにいのように使われるんだったら、橋本市もどんどん今13番議員が言われたように、いろんな形で申請していても、それは県として橋本市はこれだけの範囲しかないですよとか言われる恐れがあるのかなというふうに僕は思うんで、そこの辺をちょっと説明いただきたいんですけど。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）議員の皆さん、多くの方が関心を持たれておるわけでございます。これはやはり市民の税金からなっておるわけでございまして、私もこれの県の理事をしておるわけでございますので、私からちょっと申し上げておきたいと思えます。

まず、今年度は1億5,000万円前後ということの目標、来年度が2億5,000万円ほどということの目標であるようでございます。そうした中で、ただ今のお説の個人の間引きしたり、枝打ちしたり、間伐したり、こういうことは一切認められておりません。これはやはり国の制度にのっとって和歌山県下でも十数億円の毎年そういう助成金があるわけでございますので、それとは別であります。

言いかえると、市としましても農林振興課

とも相談をしながら教育委員会ともし、そして中学校のプランターのことについては中学校の教材の中で木工教室、それでひとつ中学校の生徒レベルにやっていたらこうやないかということになっておるわけでありまして、実はこの2月頃から関係者、橋本市にお寄りいただきまして、私のほうからも呼びかけをして十数人寄っていただきました。

そして、言いかえると鎮守の森というんですか、そういう憩えるような小さい森をするであるとか、いろいろ手法はあろうと思うんです。木を植えて緑を増やしていこうというようなこともございますし、あるいは担当課から区長のほうへ、全部これ希望をとっております。しかし、初めであるんで、なかなかこれから皆さんのお力も借りて、これはやはり大事なことでありますので、橋本市からも何千万円というんですか、そういう教室をするわけでございますので、税金として納入するわけでございますので、できる限りそういうものを組み立てて今後に備えてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

市長のほうからもご答弁をいただいて、橋本市からの、やっぱり税金をたくさん積み立てとしてやっている以上は、ある程度制限はあるんかもしれませんけども、制限がなければどんどんいただけるように。払った分のいくらかやっぱり還元していただけるような橋本市としての対策もとっていただきたいなというように思うんです。今回89万円ということですけども、橋本市民にとっては私たち議員にも言ってくるんですよ。こんな新しい税の創設をして、どれだけ橋本市に返ってくるというお話があったりするんです。そうや

から、これは制限がなかったらどんどんやっ
ていきますよというふうな姿勢になるのか。
制限があって、ある程度ここまでしかできん
とかという問題も市民としては注目してい
ますし、やっぱり県として、基金ですからあ
る程度残していくという方法もあると思うん
です。

今、市長がおっしゃったように、来年2億
数千万円の積み立てをやっていく中で、今後
橋本市も財政難の上からこういうのも利用し
て、市民の方に喜んでいただけるようなこと
も考えていただきたいということで僕はお尋
ねしたんで、今のご答弁で制限の部分につい
て、ちょっとまだお考えというか、県のほう
のそういう指針は出ていないのかもわかりま
せんけど、今ちょっとお尋ねしてもお答えい
ただけるんでしょうか。

○議長（中上良隆君）経済部長。

○経済部長（仲 完治君）紀の国森づくり基
金事業というのは、県にお聞きしますと単年
度事業が基本となってございます。

それから、橋本市に何ぼと、そういう規定
はございませんので、事業自体が審査されま
して決定をされます。

ご相談にありまして、3年ぐらいで整備し
たいという相談があるんですけども、3年ぐ
らい続けてもらえますかと県へお尋ねしま
すと、ちょっとそれは難しいなど。ただ計画書
の1年目に3年ぐらいかかるんやというよう
な申請をしておいたら、2年目から採択に有
利かなというぐらいの話しか、今のところい
ただいてございません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。4ページをお
開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）歳入4ページ、国庫支
出金の2項国庫補助金の中で、後期高齢者医
療制度創設準備事業費補助金として計上され
ているんですけども、この歳入に対して実
際にどういったふうな使い道を想定されてい
るんでしょうか。歳出のほうで、ちょっと私
よう見つけなかったんですが、今後どんなふ
うにこの補助金、使っていくご予定ですか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）この補助金に
つきましては、後期高齢者医療制度、来年の
4月から始まりますが、その医療費関係の
情報を住民基本台帳システムから引き出すこ
とになりますので、そのシステム開発。そ
れと、保険料の徴収システム業務のシステム
開発に充てる分でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そうしたら、もうこれ
はそのシステムづくりとか、そっちのほうを
もう既に想定されて、補正なりでまた上げら
れるご予定なんですよ。そうしたら、その
システムについて、きのう選管の中の期日前
投票ですか、あれのシステム、あれも住基の
ほうから引っ張ってくるというようなことだ
ったんですけども、同じようなホストとの通
信とか、かかってくると思うんですが、どれ
ぐらいの事業費を見込まれて考えられていま
すか。この300万円、どう使われるご予定で
しょうか。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）ちょっと全体
の事業費の資料を持っておりませんので、後
ほどお答えさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。
質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）歳出の民生費のところ
で、17ページ、こども園に要する経費、工事
請負費と公有財産購入費です。6月議会のと
きにも高野口こども園の土地のことについて
も、かなり質問が出ていたんですけども、
今回、さらに土地を広げることになった理由
と、どこを広げられるのかということについ
てお尋ねします。

それともう一つ、32ページと33ページです。
債務負担行為というところで、高野口こども
園指定管理委託が出ているんですけども、
この積算根拠についてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）幼保一元化担当参事。

○幼保一元化担当参事（前田彦尚君）工事請
負費ならびに公有財産購入費についてお答え
申し上げます。

当初、土地開発公社より先行取得していた
土地を購入する際に、ちょっと変形と申しま
すか、土地の形状が悪うございました。土地
の形状については私も何とかしなければなら
ないという思いでいっぱいであったわけ
ですけども、たまたま周辺地権者に工事の説明
等々を行く中で、入り口のすぐ隣の地権者
の方から用地の交換ということで、交換して
くれないかという提案を受けました。

市として、持ち帰って検討する中で、その
地権者の方は隣の菜の花畑がありますよね、
水道用地、そこの進入路の入り口のところ
にも土地も持っておられるということで、市
としてはその土地も協力してくれと、道を拡
幅したいということもございまして、協力
してくれるのであれば交換に応じてもいい
のではないかとその地権者の方に返答し
たところ、それだったら協力させてもら
いますということで、一応成立になったとい

とでございます。そういう理由でございます。

金額につきましては、土地購入費、一応鑑
定を入れております。平米当たり1万5,500
円ということで、この金額になります。

同時に、土地が広がりますので、それに対
する造成工事費が500万円かかっていると、こ
ういうことです。

それから、指定管理料の積算根拠でござい
ますけれども、和歌山県橋本市は100分の2地
域ということで国のほうで定められておりま
す。したがって、この地域のゼロ歳の単
価、あるいは1、2、3、4の単価、それぞ
れもう保育単価が決まっております。そこへ
児童数と月数を掛けまして、1年間の基本保
育料が出てまいります。これが1億九百万何
がしという金額になるわけです。

あと、特別保育ということで、延長保育等、
今後債務負担ですので、最高限度枠をとって
おります。定員につきましてもすべて入った
という最高限度枠で計算しております。特別
保育につきましてもいろんな保育がございま
して、それでその合計が2,142万3,000円とい
うことで、トータル指定管理料といたしまし
て1億3,060万五千何がしと、こういう数字に
なるわけでございます。掛ける5年分という
数字でございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）債務負担行為のほうの
指定管理料の積算根拠はわかったんですけど
も、先日的一般質問の中で、公設公営でした
場合は1億6,000万円かかるというふうな説
明があったわけです。管理委託料で言えば今
の積算根拠で1億3,000万円。これが定員がい
っぱい、いっぱい入った場合であるという説
明なんですけれども、一つ心配なのは、この
指定管理料でいけば、保育士の労働条件とい
いますか、今の市の場合でも正職員の方より

も嘱託臨時で採用されている方が多い中で、確かに平均年齢は高いかもしれませんが、その場合と比較して3,000万円ほど低くなるわけです。そのことによって指定管理にされた場合に保育士の雇用条件が今以上に悪くなりはないか。そのことによって経験年数であるとか、そのことが結局子どもたちの保育に影響しないだろうかということが心配なんですけれども、実際にこの積算で十分な保育士の数になるのかどうか、雇用も守られるかどうかについてお尋ねします。

○議長（中上良隆君）この際、2番 阪本君の質疑に対する答弁を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午後0時1分 休憩）

（午後1時1分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

2番、阪本君の質疑に対する答弁を求めます。

幼保担当参事。

○幼保一元化担当参事（前田彦尚君）答弁を行います。

すべての民間の保育所では、国の定められた単価で保育運営を行っております。橋本市は10分の2地域ということで定められておりますので、この単価は橋本市内の民間の保育所、これはこの単価でやってございます。市といたしましても、この単価で指定管理者のほうへ考えておるわけです。

保育内容の低下とか言われておりますけれども、そういう単価とか、あるいはまた委託期間によって保育内容というのは一概には論じられないというふうに考えております。

法人が決定しましたら、教育内容について指導もできますので指導していきまして、低

下をさせない、することのないようにやっていきたい。低下についてはいたしませんというところでございます。

それから、市の嘱託職員とか臨時職員につきましては、いったん退職ということになります。また次のステップで個人の判断になりますが、法人の職員採用に応募していただくと、こういうことになるかと思えます。

以上です。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の答弁というか、関連なんですけれども、そうしますと保育士、あるいは教諭の給与でありますけれども、月額でわかりやすくいくらというふうに計算をされているのかが一つ質問です。

もう一つ、ムーミン谷の保育料なんですけれども、3歳児で月額1万8,000円、それから4歳、5歳は幼稚園月額1万7,000円というふうに資料で確認をしているんです。

それにプラスして、入園料はもちろん4万円ですよ。あと、バスを利用すれば月額3,000円、それから英語、あるいは体育の授業を希望した場合月額1,000円、こういうふうに非常に民間の場合、保育料をはじめ、いろいろなもろもろの保護者負担があるわけなんですけれども、公立の幼稚園の場合、月額6,100円という保育料なんです。一口で言えば保育料をはじめとして約4倍の経営者のほうには収入としてあるわけなんですけれども、本市の場合は公立の幼稚園児については保育料金で運営をもらうんだとしているんですけれども、果たして4分の1の保育料で認定こども園が経営をやっているのかどうか。先ほどの説明では、年間1億3,000万円というふうに見ておるといことなんですけれども、この点、合点がいかないんで説明を求めます。

○議長（中上良隆君）幼保担当参事。

○**幼保一元化担当参事（前田彦尚君）** 短時間時の場合の保護者負担ですね、今富岡議員が言われたのは。公設民営ですので保護者負担は6,100円、これは橋本市に入ります。橋本市が法人に支払うお金、これは基本単価でございますので、3万2,310円、これ一人当たり。4歳、5歳児で3万2,310円払います。その分橋本市は持ち出しということになるかと思えます。これは公設民営ですのでいたしかたないというふうに考えております。

それと、月給いくらかと、これにつきましては法人は法人なりの給与体系がございまして、私のほうでどない、こないということは言えません。

以上です。

○**議長（中上良隆君）** 3番 富岡君。

○**3番（富岡清彦君）** 参事を責めるつもりはありませんが、それですとこの1億3,060万5,000円という積算根拠というものが、私の認識ではやはり給料というのが一番大きな部分を占めると思うんです。積算根拠があつてこういう数字が出てきていると思うんです。何か言えない理由でもあるのでしょうか。

保育士、教諭、1人月額いくらかという計算は当然されていると思うんです。それを尋ねているんです。

○**議長（中上良隆君）** 幼保担当参事。

○**幼保一元化担当参事（前田彦尚君）** それは給与体系は法人によって皆違います。市から出す計算の根拠、それは言います。

ゼロ歳時で子ども一人当たりの単価が15万8,570円掛ける保育園児数、これ最高入れて6名です。6名掛ける12カ月で1,141万7,040円。そういうことで、それぞれ単価があります。最高入った数を言っています。これは実際、最高入った数をして債務補償ですので、しておかないと、最高限度額ですのでこれはしてあります。実際入った数は子どもの数によ

って月何ぼという形で管理料を支払います。

例えば単価、ゼロ歳児でしたら15万8,570円。6人入った。そのうち11カ月とか、あるいは5人という場合は、ちゃんと日割り計算して翌月精算して支払うと、こういう形になっております。いわゆる実績ですね。実際保育した日数まで勘定して積算します。翌月精算、支払いします。

以上です。

○**議長（中上良隆君）** 答弁もれを指摘してください。

3番 富岡君。

○**3番（富岡清彦君）** 答弁もれというのは、じゃ、給料からの計算では全くないということですね。園児数の数によって積算したと、こういうことなんでしょうか、確認しておきます。

○**議長（中上良隆君）** 幼保担当参事。

○**幼保一元化担当参事（前田彦尚君）** 園児数に対する指定管理料の支払いということで、給与はそういうのは積算に入っておりません。

○**議長（中上良隆君）** 21番 上久保君。

○**21番（上久保 修君）** 17ページの民生費の中に、先ほど僕ちょっとお聞きするのがあれやったんで、ここでお聞きしておきます。13番の真ん中の保育所に要する経費の中の13委託料、急傾斜地の土質調査委託料、これは恐らく市長の説明もありました、三石保育園の周辺のこと、和歌山県が土砂災害の危険箇所指定された分やと思うんですけども、これ橋本市、この財源の内訳もお聞きしたいんですけど、恐らく市の一般財源のところから、また市債を組んでのお話なんかもわかりませんが、これ調査して工事に至ったときに、この工事費は県費でいただけるのでしょうか。それとも市が独自でやっていかないといかんのかなというところをお聞きしたいんです。

1,100万円ですからかなりの、調査費だけで

もこれぐらいかかりますので、当然工事になってくると大変な金額になってくる。もちろん生命を守るためには何ぼ金かかってでもやっていたらいいとあかんと思うんですけども、今現在の状況を、6月議会で4番議員も指摘されて、市としてどういうふうを考えているんやというお話の中から、こういう補正を組んでこられたのかもわかりませんが、今の三石保育園の周辺の現状というのはどういうふうになっておるんですか。これ補正が通りますと、すぐにこれ委託としていただけるので、この議会を通ればすぐに入札なり、何なりしていくんでしょうけど、そこら辺の話もちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）おっしゃるとおり、これにつきましては三石保育園北西部の山地部分、これが急傾斜地崩壊危険箇所、及び土石流危険区域として昨年8月に県のホームページで公表されたものでございます。

その後、三石台保護者会会長ほか代表の方4,941名の方の署名を持参されての要望もありました。

その後、保護者会の方と対策について市と何度か協議を進めてきました。その中で現地調査、危険であるかないかの調査をしてほしいという要望が出されました。これにつきましては、昨年末より県に防災対策事業の施工を要望してきたところであります。防災工事につきましては、一応県の所管事項となります。本格的な調査は工事前提でなければなかなか実施のめどが立たない、そういう状況のもと、市といたしましても土砂災害危険箇所が市内で918カ所ございます。その中でも社会的弱者である園児の安全対策を第一に考えた場合、今議会、三石保育園急傾斜地土地調査費、計上するというところで、庁内で十分に議論したんですけれども、計上させていただき

ました。

今後は、予算が今議会でご承認いただけましたら、早急に三石保育園の急傾斜地対策、あるいは土石流対策の調査検討をするため、入札を行うことになっております。

入札が終わりましたら、直ちに調査方法や安全度の解析を含めて検討するための委員会を立ち上げさせていただきたいと思っております。

それで、期間なんですけれども、あくまでも19年度予算でありますので、来年の3月までにはその結果が出るように日を設定していきたい、そう考えております。

以上です。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）まず、まだちょっと答弁いただいていないのかなと思います。指摘だけさせてください。

今の説明はいただきました。ちょっと僕、聞き漏らしていたらごめんなさい。調査によって工事が何百万円か何千万円かわかりませんが、もしかかった場合のお話をお聞きしたんです。財源の内訳については市が独自でせんならんのか、県がある程度県費があつてせんならんのか、そこら辺ちょっと聞いていたんで、その点まず。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）この工事に係りまず財源につきましては、県のほうへ市からも要望しているわけでございますけれども、急傾斜地の保護対策工については、法律上いろいろな問題があるんですけれども、基本的には市においては県のほうへ施工していただきたいという要望を重ねております。

それから、土石流の施工につきましては、一応県のほうで砂防ダムという位置づけで施工可能であるというような返事もいただいているところでございますけれども、市としま

しては両方ともに県のほうでやっていただけるように、再度要望をしてみたいというふうに思っております。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）そうしたら、この点についてはもう一つだけちょっとお聞きしておきます。

当然これ、三石保育園の周辺ということでお聞きしました。ただ、官民のそういう協会云々の話が多分出てくると思うんですけども、これはすべてその調査にかかわるのは、要するに官、市の所有地、また県とか国とかあるわけですけども、そこら辺についてはどうなんでしょうか。恐らくこれ、要するに民間の土地まで調査していくんかどうかです。かかっているのかどうか。これすべて市の管理の中での調査委託の分なのか、そこら辺ちょっと僕わからなかったのでお尋ねしたんですけど、その点はいかがですか。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）基本的には、保育所という官の施設の安全確保という観点からその背後地の傾斜地の調査をするという位置づけで調査を行います。

○議長（中上良隆君）23番 井上君。

○23番（井上勝彦君）こども園の造成工事費の中で土地購入、先ほどちょっとどなたか質問があったと思うけど、東側の花園になっている水道のところ、2 mを今現在広めておくと。入り口がありますね、西側の。こども園を建設する入り口。入り口が狭いので入り口をもっと広くする、広くなるんですね、この土地を交換することにつけて。その2 mのところを広くしますやろう。こども園の建設をするための土地がジグザグになっていたんで、それを私、6月議会にちょっと指摘させてもらった、そういうジグザグのやつをきちんと建設できるようにということ言わせてもら

っていたけど、要するにそのジグザグをなくすために交換条件でお隣の土地を買わせてもらったと、こういうことではないかなと思うんやけど、駐車場にすると書いていました入り口がありますね、南側から入る進入口。進入口についてはそのままであるのかどうか。その進入口については、今現在障害者のありんこの会というのか、施設がありますね。大型バスを入れていた倉庫もありますね。それを全部取ってしまってその土地を広げていくとか、その奥へ建設するという説明やったと思うんだけど、それはその施設については、この前は検討中であるということやったけども、その移転場所というのか、それもまだ決まっていないのかどうかわからんけども、決まっていたらどこへ移転するのかということと、それから、今ジグザグで花を植えている水道の用地については、建設の中へ入っていないのかどうかわからんやけども、要するに設計の段階で入り口が1個であれば北から入る道がない。今現在、北から進入する道路が幼稚園の中に入らないように思うんやけど、そうなった場合に、両方へ抜けられるように、今2 m広げるところが花のところまで広げると思うんで、図面がないから何やけども、広げたときに、保育園の方が一何かあったときに、一方しか入り口がないんで、2 m広げたところからも保育園へ行けるようにつなげられるのかどうか。そういうふうな形の設計をしておいたほうがええように思うんやけど、その点ちょっと聞かせてもらて、そしてそれを聞かせてもらうのと、中間で大体設計図ができれば、早い時期に文教厚生委員会、そこへやっぱり説明をしていただいて、完全にでき上がってからやったら手直しできないさかい、やっぱり議会の文教厚生に中間でこういうふうにしたいんやということで審議していただくということ、この2点だけちょっとお

聞きしておきます。

○議長（中上良隆君） 幼保担当参事。

○幼保一元化担当参事（前田彦尚君） 今、土地のことでご質問を受けまして、やっぱり図面がないとなかなか説明しづらいこともございますので、文教厚生委員会のほうへ提出はさせていただこうと思っております。それでよろしいですか。今答えられる分について答えさせていただきます。

まず、避難路につきましては設計の段階で何カ所か考えております。

それと、ありんこの移転の場所ですけれども、期日までに移転できるよう、それはもう話がついてございます。

それから、交換用地の場所ですけれども、駐車場用地を予定しておりました東側の地権者の方でございませう。

以上でございます。

○議長（中上良隆君） ちょっと図面がなかったらわかりにくいですね、正直。

23番 井上君。

○23番（井上勝彦君） ちょっとわかりにくいんやけども、要するにありんこの施設については、旧応其中学校の跡地へ移転するように決まっていると、こういうことやな。

それで、旧応其中学校には老人会も使っておるし、何も使っておるけど、それをはっきり言うてくれたらこっちももう言わへんのやけど、こっちから言わな答弁、反対や。

それはそれで決まっておるということで、そこはもう工事にかかれるということやな。

倉庫はもう本市のやつやさかいに取り壊し、すぐにでもできるということ。相手があることやからね、ありんこの会は。そういうことで工事に支障なくやっていけるということを確認をしておきたいさかい、言うておるわけです。

それと、2 mを広げるとするのは東側の市

長が花を植えてくれた水道の土地がある。そこへ今2 mしかないでしょう。ですから4 m東側に道をつくわけです。そうしたら花のところから保育園へ行くのにつないでおいたら、もし万が一何かあったときには、西側だけじゃなしに東側からも出入りできるのと違いますかと言うておるんです。

ほんで、そういうことで、それも含めて土地を交換条件でやったのと違いますか。ジグザグのやつも含めて。そういうことじゃなかったら広げるのは無駄やし、花のところ、何も2 m、今別にそこだけ買わんならんことはないと思う。

そういうことがあって千何百万円の土地を買って、相手があることやから交換してくれたら、そこも広げてもよろしいよということやったんですかと言うているわけです。そのことをちゃんと説明しておかんと、後で何でこんな要らんところを買うたということになって、具合が悪くなったらあれやさかい、先に言うておるんです。

○議長（中上良隆君） 答弁よろしいですか。

○23番（井上勝彦君） 答弁言うて。中学校のところの。

○議長（中上良隆君） 幼保担当参事。

○幼保一元化担当参事（前田彦尚君） 今、井上議員が言うてくれたとおりでございませう。

○議長（中上良隆君） 副市長。

○副市長（清原雅代君） 今回、交換いただく土地を市のこども園の土地とすることによって非常に成形されますので、ジグザグだったところが和らいで、いい形の土地になるということで、今回交換していただくものであります。

井上議員がおっしゃられております菜の花を植えていたところにつきましては、そこは利用しなくても十分いけるということで、いい形の土地になるということで、今回購入を

させていただくものであります。

○議長（中上良隆君）16番 中谷晋君。

○16番（中谷 晋君）済みません、ちょっと上久保議員の話聞いておって不安に感じたので、建設部長、聞かせてほしいんだけど、これ恐らく菖蒲谷層のところに立っておるやろうと思うんです。それが一点と、それから、工事云々の話を聞いておったら、県でやってもらうように極力云々という文言があったと思う。ということは、まだ旧傾斜地の指定が受かっていないというふうに理解したらいいのか、その辺ちょっと教えてほしい。

○議長（中上良隆君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）今、中谷議員からのおただしでございますけれども、土質調査、現地ではやっておりませんが、南海電鉄が三石台地区の造成をする事前調査といたしまして、現地から南のほうに約80m離れた時点でボーリング調査をしております。そこの土質調査の柱状図を見る限りでは、和泉層群の砂岩になってございまして、表土以外の5mぐらいから深いところについては同じ地層で形成されてございます。

それから、旧傾斜地の指定でございますけれども、まだ指定には至ってございません。ですから、例えば県のほうで工事するということになりますと、指定を受けた後でない補助対象という形にはならないのかなというふうに思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）先ほどの井上議員のご指摘の高野口のこども園造成工事費の説明書等、参考資料等は地図等もつけてございませんでしたので、今配っていただいて見せていただくというわけにはいかないんですか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）先ほど参事が申し上

げましたように、文教厚生委員会のほうでその地図を配らせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

14番 土井君。

○14番（土井裕美子君）同じく17ページの児童福祉総務費の中の委託料の学童保育に関する経費の16万円の、ちょっとご説明をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）修繕料の16万円ですけれども、これについては城山地区、河南地区、西部地区、橋本地区、それぞれの学童保育所へインターホンを設置する費用でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）20ページ、4款衛生費の真ん中ぐらいですか、塵芥処理費、ここの役務費で、これ多分クリーンセンターの点検整備ということだと思っておりますが、私もずっと傍聴させていただいていて、これ毎年補正が出てきているんです。それも、当初予算が3,300万円に対して補正2,500万円、額が結構多いんです。説明を読んでいると、関連機器の小規模的な補修となっているんですが、当初予算に対してかなり大きな額、それも毎年毎年これ出ていると思うんですが、なぜこれ当初予算で計上できないんですか。この理由を教えてください。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）まず、この2,500万円の補正ですが、議員おっしゃるように、橋本クリーンセンター焼却炉1号基、2号基の定期点検手数料でございまして。当初3,000万円の定期点検料を組んでいただいてあったんですが、実際、クリーンセンターの焼却炉の定期点検料は、ほかの分の定期点検料も含

んでおりますので、現実2,500万円でした。

業者等の見積もりを徴収しますと相当な金額になっておるわけですが、これを大阪技術振興協会というところに精査をしていただきまして、昨年、18年度の決算で見ますと4,998万円、17年度ですと5,400万円当たり要っておるわけなんです、19年度も5,000万円必要であろうということで、今回2,500万円補正計上させていただいております。

当初に計上をさせていただくのが本来であります、できるだけ低くできないかというところで抑えた金額で当初予算を計上しておるんですが、先ほど申し上げましたように、業者等の見積もりを取って精査した結果、これぐらいの金額が必要だという判断で、今回も補正をさせていただいたという経過でございます。

○議長（中上良隆君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）去年も5,000万円ほどやったんです。これ当初予算で3,000万円に抑えておいて、後で補正で増やしたらええんや、何か今の答弁、そんな印象も受けるんですけども。

それと、このクリーンセンター、橋本にしても高野口にしても21年には終了せなあかんわけですね。これから毎年やっぱりこれだけの点検整備というのが必要になってくるのか。

また、市長も一生懸命生ごみの収集も週1回の地区を増やして行って、燃やす量が減ってきていると思うんです。それに対してもやっぱりこれだけかかってくるのかどうか、あわせて答弁をお願いします。

○議長（中上良隆君）市民部長。

○市民部長（名迫文一君）この焼却炉の定期点検につきましては、橋本クリーンセンター建設当時の昭和59年11月26日付の地元と中島区、それから隅田地区区長会との協定書に基づく定期点検ということで、年に4回、環境

保全委員会という委員会があるんですけども、そこでも十分精査をされております。

いつまでというご質問ですけども、先日の環境保全委員会でもその話がありまして、とりあえず19年度が終われば21年の3月で焼却炉の停止ということになっておりますので、19年度が一応最終だということで確認をいただいております。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）17ページ、こども園の土地の購入なんですけれども、先ほど副市長のほうで文教厚生委員会にということでしたけれども、この補正予算はきょう議決するんです、そうじゃないんですか。だから、その前に見ておかないと文教で見ても決まってから見たっていうよりも、今やっぱりこういう土地、こういう理由で追加購入したいんですと出しておかないと、きょう議決することですので、それが親切やと思うんですが、配付していただくことはできないでしょうか。

○議長（中上良隆君）副市長。

○副市長（清原雅代君）休憩時間を取っていただいたら、ご用意はさせていただきます。

○議長（中上良隆君）11番 岩田君。

○11番（岩田弘彦君）ぜひとも議長、配付していただきたいんですが。

○議長（中上良隆君）わかりました。

暫時休憩いたします。

（午後1時35分 休憩）

（午後1時55分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

先ほどの岩田君の質問の中で、地図の配付ということで、今、お手元に配付していただきました。これに関しまして担当参事よりご

説明願います。

幼保担当参事。

○幼保一元化担当参事（前田彦尚君）それでは、お手許の住宅地図ではございますが、説明させていただきます。なお、縮尺とか、きっちりした面積につきましては、まだ定かではございませんけども、よろしく願いいたします。

当初保育園用地、黒で囲んだところでした。斜線で引っ張った部分が今回水道用地との交換ということで、水道用地の点線のところへその地権者の土地を交換するという予定でございます。

なお、道の拡幅につきましては両側の地権者から一応無償提供ということで寄附をしてくれるということになりまして、市道の拡幅を水道用地の真ん中あたりまでという予定しております。

したがって、残りの水道用地につきましても道が入ることにより有効活用、並びに地価の値打ちが上がるということでございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第1号については委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方、ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）平成19年度橋本市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書に高野口こども園指定管理委託として、平成21年度から平成25年度まで6億5,302万7,000円が上げられています。

幼保一元化5カ年計画を実行する予算です。幼保一元化5カ年計画は、統廃合、幼保一元化、公設民営の三つの初めてを同時に進めるものであり、子どもたちに大きな負担になるものです。

また、幼稚園・保育園で働いている職員と一緒に作り上げたものではなく、保護者や地元への事前の説明もなく担当課が作成したものです。8月に各園で説明会が開かれ、私も参加しましたが、疑問点が多数出されました。

また、パブリックコメントの募集もしましたが、そのまとめもせず、市民合意のないまま強行しようとしています。

指定管理者制度は、指定期間終了時に引き続き指定される保証はなく、安定性、継続性、専門性が必要である保育にふさわしい制度とは言えません。

また、園児数によって指定管理委託料が変わるということは、例えば5歳児が40人であっても、60人であっても担任は2人必要ですが、指定管理者に入る指定料が変わってくることになります。

また、同じく5歳児の場合ですけれども、最初の年に5歳児が40人であれば担任は2人必要ですが、次の年に25人になれば担任は1人となり、職員の雇用の継続性、安定性の保証がありません。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成19年度橋本市一般会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中上良隆君）日程第24 議案第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 平成19年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第3号 平成19年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（中上良隆君）日程第25 議案第3号 平成19年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成19年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第4号 平成19年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中上良隆君）日程第26 議案第4号 平成19年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成19年度橋本市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）に

ついて を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第5号 平成19年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（中上良隆君）日程第27 議案第5号 平成19年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 平成19年度橋本市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第6号 平成19年度橋本市
土地区画整理事業特別会計補正
予算(第1号)について

○議長(中上良隆君) 日程第28 議案第6号
平成19年度橋本市土地区画整理事業特別会計
補正予算(第1号)について を議題といた
します。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第6号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第6号 平成19年度橋本市土
地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)
について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第29 議案第7号 平成19年度橋本市
介護保険特別会計補正予算(第
1号)について

○議長(中上良隆君) 日程第29 議案第7号
平成19年度橋本市介護保険特別会計補正予算
(第1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようです
ので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようです
ので、討論を終結いたします。

これより議案第7号 平成19年度橋本市介
護保険特別会計補正予算(第1号)につい
てを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第30 議案第8号 平成19年度橋本市
水道事業会計補正予算(第2号)
について

○議長(中上良隆君) 日程第30 議案第8号
平成19年度橋本市水道事業会計補正予算(第
2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。
全般について行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 質疑がないようですの
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第8号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) 討論がないようですの
で、討論を終結いたします。

これより議案第8号 平成19年度橋本市水
道事業会計補正予算(第2号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第31 議案第9号 平成19年度橋本市
病院事業会計補正予算(第1号)

について

○議長(中上良隆君) 日程第31 議案第9号
平成19年度橋本市病院事業会計補正予算(第
1号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番(瀧 洋一君) 支出のほうで、これも
医療費用の経費でカーテンの賃借料、金額的
に大きいものではないんですが、債務負担行
為もついておるんで、これリースか何かやと
思うんですけども、大きい金額じゃないんで
すが、これ新たに購入するということは、何
か診療科目と言うほどでもないと思うんです
が、何の新設に伴ってこのカーテンが要るの
か、教えてください。

○議長(中上良隆君) 病院事務局長。

○病院事務局長(尾崎慶和君) 実は、この7
月から今まで閉めておりました5階東病棟、
30床を開きまして、以前から議会でもご説明
申し上げておりましたように、亜急性期病棟
として30床を新たに開設いたしました。

新病院開設時には250床ということで、その
50床分にカーテンをつけておらなかったとい
うことで、今回新たに開設するに当たって設
置したということでございます。

以上でございます。

○議長(中上良隆君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ないようですので、こ
れをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第9号に
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第9号 平成19年度橋本市病院事業会計補正予算（第1号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。